

(参考) 新たな「政府の実行計画」に掲げられた措置の概要

*点線枠内は従来からの実行計画に加え、今般追加された取組

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1) 低公害車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 自転車の活用
- (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5) 用紙類の使用量の削減
- (6) 再生紙などの再生品や木材の活用
- (7) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- (8) その他

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (4) 冷暖房の適正な温度管理
- (5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用
- (6) 水の有効利用
- (7) 周辺や屋上の緑化
- (8) その他

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1) エネルギー使用量の抑制
- (2) ごみの分別
- (3) 廃棄物の減量
- (4) 森林の整備・保全の推進

4. 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

5. モデルとなる霞が関官庁街の形成

- (1) 燃料電池の加速的導入
- (2) 太陽光発電、風力発電等の新エネルギー等の一層の導入
- (3) 省CO₂に資するエネルギー源の選択
- (4) 電力負荷平準化に資する蓄熱システムやガス冷房等の導入
- (5) 庁舎敷地における舗装改修時の保水性舗装等の導入
- (6) 施設の適正な運用管理の徹底
- (7) 共用自転車システムの高度化

6. 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 全省庁でE S C O事業導入のフェージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。
- (2) グリーン診断に基づき、省エネ改修を平成18年度末までに重点的に実施する。また、省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- (3) 庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。
- (4) 通勤時や業務時の移動において、鉄道・バス等公共交通機関の利用を推進する。
- (5) 一般公用車については低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても数値目標を掲げて低公害車化を図る。
- (6) 有料道路を利用する公用車について、E T C車載器を設置する。
- (7) 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- (8) 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- (9) 職員から省CO₂化に資するアイデア(エコ・アイデア)を募集し、効果的なものを実行に移す。
- (10) 以上の取組等を通じて、平成13年度比で7%の削減を達成する。

7. 政府の実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

8. 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標